

施術所開設の手引き

港区みなど保健所 生活衛生課 医務・薬事係
〒108-8315 港区三田1-4-10 5階
TEL 03-6400-0044
FAX 03-3455-4470

(R7.5)

I. 施術所の開設

【開設手続きの流れ】

A 事前相談

- ・設計段階での構造設備の指導(平面図等)
- ・施設名称の指導(6ページの施術所の名称の制限を参照してください。)

開設

B 開設届の届出(開設後 10 日以内)

- ・開設届に係る書類一式

C 実地検査

- ・副本の交付

着工前の相談をお願いします。

A 事前相談

事前相談時に、開設届に係る必要書類をご案内します。
具体的に施術内容や構造設備が分かる方がお越しください。

<平面図での注意事項>

- ① 施設の内容が明示されているものをお持ちください。
 - * 部屋の用途(施術室、待合室等)、部屋の区画、給排水設備の位置等。
各部屋の面積も調べておいてください。
 - * 換気装置の位置を明示してください。
窓で換気を行う場合は、その開口面積も調べておいてください。
- ② 設備基準については、P.3の「構造設備」を参照してください。

B 開設届の届出

書類は、全て **2部ずつ**用意してください。

- * 届出受理時に、実地検査の日程を調整しますので、立ち会う方、もしくは都合の分かる方がお越しください。また、お越しになる際は、地域担当者に電話等で予約してください。(検査等で不在の時があります。)

C 実地検査

実地検査の後、支障ない場合はその場で副本を交付します。

【開設届について】

※様式は港区ホームページ(産業・ビジネス > 営業許可・免許等申請 > 医療関係施設 > 施術所届出関係)からダウンロードできます。

* 開設届は、**開設後 10 日以内**に届け出てください。なお、開設日より前に届け出ることはできません。

* 開設届の様式は、「あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師」と「柔道整復師」とで異なります。

添付書類(こちらの書類もすべて**2部ずつ**用意してください)

1 平面図	待合室、施術室等の部屋名及び床面積、施術室の外気開放面積(又は換気装置)とその位置並びに消毒設備の位置を記入したもの
2 案内図	施術所の位置がわかる案内図を用意してください。手書きのもの、地図の写し等、わかりやすいものを提出してください。
3 定款(寄付行為)の写し及び登記事項証明書(登記簿謄本)	1 部は原本とし、もう1部はその写しでかまいません。 ※法人開設の場合のみ必要です。
4 業務に従事する施術者の免許証の写し	原本照合のため 本証 もお持ちください。

【実地検査の主な検査内容】

☆ 施術所の構造設備が届出どおりであるかを確認するとともに、以下についても検査します。

1 構造設備

<法令で定める事項>

- (1) 6.6 m²以上の専用の施術室を有すること
- (2) 3.3 m²以上の待合室を有すること
- (3) 施術室面積の 7 分の 1 以上に相当する部分を外気に開放できること(窓の開口面積)
又はこれに代わるべき適当な換気装置があること
- (4) 施術用の器具、手指の消毒設備を有すること
例:器具類の滅菌機器、手洗い場、手指消毒薬等
- (5) 常に清潔に保つこと
- (6) 採光、照明及び換気を十分に行うこと

<指導基準その他抜粋>

- (1)施術所は他の施設と機能的かつ物理的に区画されていること
- (2)施術室、待合室及び廊下が明確に区画されていること

2 消火設備

消火設備としてスプリンクラーが設置されていない場合は、消火器等が用意されているか。

3 廃棄物の処理

使用済のはり等の廃棄物について、適切に廃棄できるよう措置されているか。

例:運搬業者及び処理業者等との感染性廃棄物処理契約、蓋付きの廃棄物保管容器の設置等

(参考:一般社団法人東京都産業資源循環協会(代)03-5283-5455)

II. その他の諸届出

【施術所開設届出事項一部変更届】

〔変更後 10 日以内届出。正副 2 部必要。〕

保健所に届け出ている内容に変更があった場合は、一部変更の届出が必要です。届出が必要な事項及び必要な添付書類は次のとおりです。

変更事項	添付書類
業務に従事する施術者 (氏名の変更を含む)	(1)施術者追加の場合 →その業種の免許証の写し(原本照合のため本証もお持ちください) (2)施術者削除の場合 →添付書類は必要ありません (3)戸籍変更による氏名の変更の場合 →戸籍謄本(抄本)をお持ちください。確認後、返却します。
構造設備	変更前と変更後の平面図 (待合室、施術室等の部屋名及び床面積、施術室の外気開放面積(又は換気装置)とその位置並びに消毒設備の位置を記入したもの) ※構造設備基準を満たしているか確認するため、必要に応じ、変更前に保健所へ相談してください。
開設者の氏名、名称、住所	(1)法人開設で法人名称、法人事務所所在地の変更の場合 →変更が読み取れる登記事項証明書(履歴事項全部証明書) (2)個人開設で開設者氏名の変更の場合 →戸籍謄本(抄本)※確認後返却します。 (3)個人開設で開設者住所の変更の場合 →添付書類は必要ありません。
施術所名称	なし ※使用可能な名称であるか、6 ページの施術所の名称制限を参照してください。
施術所における業態の追加・削除 (例:あん摩のみ→あん摩、はり、きゅうの場合)	添付書類は必要ありませんが、併せて、施設名称、業務に従事する施術者の変更が必要な場合があります。
施術所所在地のビル名称	なし

※施術日時の変更は届出の必要はありません。電話にてご連絡ください。

(注)開設者自体の変更(個人から法人、法人から個人、個人から個人等)した場合、施術所所在地が移転した場合は、変更の手続きではなく、既存施術所の廃止及び新たな施術所の開設手続きが必要になります。

【施術所休止、廃止、再開届】

〔休止、廃止、再開後 10 日以内届出。正副 2 部必要。〕

施術所の業務を休止した場合は休止届、廃止した場合は廃止届の届出が必要です。休止後に再開する場合は再開届の届出が必要です。

- (1)休止及び廃止の場合は、添付書類は必要ありません。再開の場合は、従事者全員の当該業務の免許証を提示してください。
- (2)休止期間が一年を超える場合は、廃止の手続きを行ってください。

【出張施術業務開始について】

港区内外に住所のあるあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が出張のみによって業務に従事する時は、出張施術業務開始届を保健所へ提出する必要があります。

すでに施術所を開設されていて、施術所から出張する場合は、出張施術業開始届の提出は必要ありません。

氏名の変更、住所の変更があった場合は、現行業務の出張施術業務廃止届と、新たな住所での出張施術業務開始届が必要となります。(港区外への引っ越しの場合は、新しい住所地を管轄する保健所等へ出張施術業務開始届の提出、港区に出張施術業廃止届の提出が必要となります。)

詳細は、保健所にご相談ください。

III. 広告等について

施術所の名称や広告の内容について以下のとおり制限があります。

【施術所の名称の制限】

- ・ はり院、きゅう療院等、“はり”や“きゅう”等の施術所であることを明示する名称を使用することは差し支えありませんが、「みなと療院」「みなと治療所」というような施術内容が入らない病院や診療所に紛らわしい名称を付けることはできません。
- ・ 名称中に、はり科、きゅう科等の「科」の文字を使用することは適当ではありません。
- ・ 医療法、医薬品医療機器等法、あはき法、柔整法、その他の法律に抵触するような名称を付けることはできません。
- ・ 同一施設で、あはき法に基づく「〇〇鍼灸院」と柔整法に基づく「〇〇接骨院」を開設する場合、「〇〇鍼灸接骨院」のように、つなげて表記することはできません。〇〇鍼灸院と〇〇接骨院に分け、それぞれの法律で広告可能とされている事項を分けて表記してください。

【広告の制限】

(1) あはきの広告の制限

①「あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業若しくはきゅう業又はこれらの施術所に関しては、何人も、いかなる方法によるを問わず、次のア)からオ)に掲げる事項以外の事項について、広告をしてはならない。」(あはき法第7条第1項)

- (ア) 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- (イ) 法第1条に規定する業務の種類
- (ウ) 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- (エ) 施術日又は施術時間
- (オ) その他厚生労働大臣が指定する事項

<厚生労働大臣が指定する事項> (平成11年3月29日厚生省告示第69号)

- 一 もみりょうじ
- 二 やいと、えつ
- 三 小児鍼(はり)
- 四 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2第1項前段の規定による届出をした旨
- 五 医療保険療養費支給申請ができる旨(申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。)
- 六 予約に基づく施術の実施
- 七 休日又は夜間における施術の実施
- 八 出張による施術の実施
- 九 駐車設備に関する事項

②「(ア)から(ウ)までに掲げる事項について広告する場合にも、その内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。」(あはき法第7条第2項)

(2) 柔整の広告の制限

①「柔道整復の業務又は施術所に関しては、何人も、いかなる方法によるを問わず、次の(ア)から(工)までに掲げる事項以外の事項について、広告をしてはならない。」(柔整法第24条第1項)

- (ア) 柔道整復師である旨並びに施術者の氏名及び住所
- (イ) 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- (ウ) 施術日又は施術時間
- (工) その他厚生労働大臣が指定する事項

<厚生労働大臣が指定する事項> (平成11年3月29日厚生省告示第70号)

- 一 ほねつぎ(又は接骨)
- 二 柔道整復師法第19条第1項前段の規定による届出をした旨
- 三 医療保険療養費支給申請ができる旨(脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。)
- 四 予約に基づく施術の実施
- 五 休日又は夜間における施術の実施
- 六 出張による施術の実施
- 七 駐車設備に関する事項

②「(ア)及び(イ)に掲げる事項について広告する場合にも、その内容は、柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。」(柔整法第24条第2項)